

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：銀行法、預金保険法等

規制の名称：国際的な規制の基準に適合した規制の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和元年5月31日

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、国際的な金融資本市場に不安定要素が依然として存在しているとしていたところ、金融を巡る環境は、その後も、デジタルイゼーションの加速、人口減少・高齢化の進展、低金利環境の長期化等により変化を続けている。一方、本規制に係る課題、すなわち、「預金者保護や安定的な金融システムの構築（を図っていくこと）」や「国際的な規制の基準に合わせ、銀行の健全性を確保するための規制を見直すこと」は変化しておらず、それらへの対応は引き続き重要である。

なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していた概要以下のベースラインについて、変化はない。

(ア) 大口信用供与等規制関係

規制を見直さない場合、デリバティブの発達など金融技術の普及・高度化、複数の取引主体が絡む取引の複雑化、M&Aや事業提携などによるグループ構造の多様化・複雑化に対応しきれず、銀行等の健全性の確保等が図られない可能性がある。

(イ) 外国銀行支店に係る規制関係

規制を見直さない場合、外国銀行支店は当期純利益が生じた段階で初めて利益準備金の積立てを義務付けられることとなるため、外国銀行支店の健全性の確保等が図られない可能性がある。

(ウ) 金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る規制関係

規制を見直さない場合、システム上重要な金融機関の破綻等が金融市場を通じて伝播し実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえて整備される「金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理」の着実な実施が図られない可能性がある。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時と比較して、本規制に係る課題、すなわち、「預金者保護や安定的な金融システムの構築（を図っていくこと）」や「国際的な規制の基準に合わせ、銀行の健全性を確保するための規制を見直すこと」は変化しておらず、それらへの対応は引き続き重要であることから、規制の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、遵守費用について概要以下の通り見込んでいた。

(ア) 大口信用供与等規制関係

銀行等において、与信管理に係る費用が増加するほか、与信先の調査に係る費用や与信先のグループ範囲を把握するための調査に係る費用が発生する。

(イ) 外国銀行支店に係る規制関係

外国銀行支店において、国内銀行の最低資本金に相当する金額を積み立てるための費用が増加する。

(ウ) 金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る規制関係

資産及び負債の秩序ある処理の対象となる金融機関等において、報告・資料の徴求又は立入検査に対応するための費用が発生する。

上記（ア）及び（ウ）については、銀行等・金融機関等は、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、銀行等・金融機関等における規制の遵守費用（全体）が過大に増加している状況にはないと考えられる。なお、上記（ウ）に関連して、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理は、制度新設後、これまでに実施されたことはない。

上記（イ）については、外国銀行支店（計 56 行（2019 年 4 月 1 日時点））それぞれが、国内銀行の最低資本金に相当する金額（20 億円）を積み立てている。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、行政費用について概要以下の通り見込んでいた。

### (ア) 大口信用供与等規制関係

行政庁（国）において、銀行等のリスク管理態勢及び法令等遵守態勢の状況について確認・検証を行うための費用が増加する。

### (イ) 外国銀行支店に係る規制関係

行政庁（国）において、外国銀行支店が国内銀行の最低資本金に相当する金額を適切に積み立てているか等について、確認・検証を行うための費用が発生する。

### (ウ) 金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る規制関係

行政庁（国）又は預金保険機構において、金融機関等に対する報告・資料の徴求又は立入検査に伴う費用が発生する。

上記（ア）、（イ）及び（ウ）に関して、行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、銀行等・外国銀行支店・金融機関等による規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用（全体）が過大に増加している状況にはないと考えられる。なお、上記（ウ）に関連して、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理は、制度新設後、これまでに実施されたことはない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

### (ア) 大口信用供与等規制関係

規制の見直しにより、国際的な規制の基準に適合した与信管理がなされることとなり、その結果、銀行等の健全性が確保されたほか、我が国の金融監督に対する評価や我が国銀行等に対する信頼を確保することにつながったものと考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

### (イ) 外国銀行支店に係る規制関係

規制の見直しにより、外国銀行支店において、常時、国内銀行の最低資本金に相当する資産が国内において保全されることとなり、外国銀行支店の健全性の確保や国内の預金者の保護が図られたものと考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

(ウ) 金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に係る規制関係

規制の見直しにより、行政庁（国）及び預金保険機構は、報告・資料の徴求又は立入検査を実施し、金融機関等の業務又は財産の状況を適時適切に把握できることとなり、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を着実に実施することが可能となったと考えられるため、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

### 3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。